

「総会規程」の新規制定について

1 規定制定の理由

本組合が中小企業協同組合法及び定款に定める「総会」の運営に関する定めがなかったため、総会運営を適正かつスムーズに行うため、総会運営の具体的事項について規定するものである。

2 規程（案）内容

- (1) 議長の職務
- (2) 議事の開閉
- (3) 初期の選任
- (4) 議事の進行
- (5) 議案の説明
- (6) 討議
- (7) 緊急議案の提出
- (8) 採決の方法
- (9) 修正案の採決
- (10) 代理者の採決
- (11) 採決結果の宣言
- (12) 指導助言の請求
- (13) その他

3 総会規程（案）

別紙のとおり

4 その他

「総会規程」（案）については、中央会の「総会規約・規程」のモデルを参考に、また、中央会の指導を受けて作成したものです。

総 会 規 程 (案)

(目的)

第1条 この規程は、本組合が中小企業等協同組合法（以下「法」という。）及び定款に定める総会の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定足数の確認)

第2条 理事長は、総会成立の定足数を確認し、議場に報告しなければならない。

(議長の職務)

第3条 議長は、総会に出席した組合員又は組合員たる法人の代表者（以下「組合員」という。）のうちから選任する。

2 議長は、議事日程に従い、議事の円滑な進行を行うとともに、議場の秩序を確立し、かつ、これを維持しなければならない。

2 議長は、不穏当な言行等により議事を妨げると認めるときは、その者に退場を命ずることができる。

3 議長は、出席した組合員の発言を不当に制限してはならない。

(議事の開閉)

第4条 議事の開閉は、議長がこれを宣する。

(書記の選任)

第5条 議長は、議事の開始にあたり、本組合の組合員又は職員の中から、書記若干名を指名する。

2 書記は、議事の経過の記録その他議長が指示する業務に従事するものとする。

(議事の進行)

第6条 議長は、提出された議案について説明、討議、採決の順にこれを区分して議事を進めなければならない。

(議案の説明)

第7条 議案は、提案者がこれを説明するものとする。ただし、必要がある場合は、本組合の職員に説明させることができる。

(討議)

第8条 組合員は、討議事項を逸脱しない限り、自由に質問を行い、かつ意見を

述べることができる。

- 2 発言は、議長の許可を得て行うものとし、発言に当たっては、氏名を告げなければならない。
- 3 質問は、簡潔、明瞭に行うものとする。
- 4 意見は、感情、利害にとらわれず建設的に述べるものとする。
- 5 組合員は、他の者の発言を不当に圧迫又は抑制してはならない。

(緊急議案の提出)

第9条 組合員は、いつでも緊急議案（定款第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の議案）を議長に提出することができる。

- 2 議長は、前項の緊急議案の提出があったときは、緊急議案として認めるか否かを議場に諮らなければならない。
- 3 緊急議案の提出者及び議決権は、本人出席した組合員（書面又は代理人による議決権を行使する者を除く）に限られ、出席した組合員の3分2以上の同意を得たときに限り、議案とすることができる。

(採決の方法)

第10条 採決は、次のいずれかの方法によるものとする。ただし、議長が、出席している組合員に対し、案件決定について異議の有無を質し、過半数以上（特別議決を要する事項については3分の2以上）が決定に賛成であることを確認したときは採決によらないで決定することができる。

- (1) 挙手
- (2) 起立
- (3) 投票

- 2 挙手及び起立は、賛成者について行うものとする。ただし、必要がある場合は反対者について行うことも妨げない。
- 3 投票は、本組合より配布された用紙を用い、記名又は無記名で行う。

(修正案の採決)

第11条 原案についての修正案が提出されたときは、議長は、これを原案より先に採決するものとする。

- 2 修正案が二つ以上あるときは、議長は、修正案の趣旨が原案に最も異なるものから順次採決するものとする。

(代理者の採決)

第12条 代理権を証する標識の交付を受けた代理者が採決に加わる時は、その標識を明示しなければならない。

(採決結果の宣言)

第13条 議長は、議案の採決を行なったときは、すみやかに賛否の数を調査確定し、その結果を議場に報告してその議案の決定を宣しなければならない。

(指導助言の請求)

第14条 議長は、必要により出席した指導機関の者、若しくは学識経験者に対し、指導助言を求めることができる。

(その他)

第15条 この規程に定めのない議事について必要な事項は、議長がその都度これを定める。

附 則

この規程は、平成28年4月12日から施行する。